

佐賀県高等学校総合体育大会における新型コロナウイルス感染症対策

佐賀県高等学校体育連盟

佐賀県教育委員会

学校は感染症対策の以下の項目について教職員・生徒及び保護者に周知ください。

1 会場への入場を認められる者（観客以外）

- (1) 競技専門部・審判員などの役員及び補助員、当該競技参加校の部顧問（外部指導者含む）、選手を含む部員、引率者、来賓など。
 - (2) 競技専門部から入場を許可された者（報道関係者、参加校の写真部員など）
- ※ 入場を認められた者は、4以降の感染症対策項目について遵守すること。

2 会場入場の条件（観客以外）

1に該当する者であっても、以下の事項に該当する者は会場への入場を認められない。

- (1) 保護者同意書（様式1）を学校長へ提出していない選手。
- (2) 体調チェック表（様式2）を競技専門部または部顧問に提出していない者。
- (3) 体調チェック表（様式2）で、いずれかの項目に×がついている者。
- (4) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者。

3 観客の入場について

競技によって会場規模や参加校（人）数などに違いがあることから、観客（保護者）の入場については次のカテゴリーに区分される。詳細については各競技・会場で定められた事項を遵守すること。

A 無観客

観客席のない体育館や全参加校が1つの屋内会場に集まるような競技・会場などについては、1で認められた者以外の入場が不可とされ、無観客で開催される。

B 制限付きで入場を許可

屋内競技で観客席に入場者を受け入れる余地がある場合は、参加校の保護者に限定して入場が認められる。ただし、風邪症状などがある場合は入場できない。

保護者の入場に際しては、学校ごととし、学校単位で名簿（様式3）を提出する。

学校ごとの人数制限、保護者応援席エリア、座席の間隔を空ける、試合ごとに入れ替えを行うなど競技・会場ごとに保護者観戦ルールが定められる。

C 観客立入禁止エリアを設定

屋外競技など観客のコントロールが難しい競技・会場では、1で認められた者以外の立入禁止エリアが設けられ、そのエリア以外からの観戦のみとなる。ただし、参加校の保護者及び学校関係者に限定する。

※ 観客についても、4以降の感染症対策項目について遵守すること。

4 感染防止に関すること

- (1) 会場に掲示等で示されている感染防止のための遵守すべき事項に従うこと。
- (2) 会場（移動時含む）では各自マスクを着用すること。（運動時を除く。）
- (3) 石鹸を使用しこまめな手洗いを行うこと。会場に設置されているアルコール消毒液等による手指消毒も行うこと。
- (4) マイタオルを持参し、タオルの共用はしないこと。
- (5) 水分補給に関してはチーム共用を避け、個人のものを使用すること。
- (6) 感染を防ぐために、素手での「握手」「ハイタッチ」「肩を組む」など競技以外の身体接触を控え、近距離での会話や発声は極力避けること。部員等の応援も間隔を空け、大声での応援を控えること。
- (7) 特に人が多く集まる場所は密（他の参加者と距離を空けるなど）にならないよう注意すること。
- (8) 各自のゴミは（特に唾液等が付いたものはビニール等にに入れて）各自で持ち帰ること。
- (9) 会場等で急に風邪症状等の生徒が出た場合は、当該校職員が保護者及び各学校管理職に連絡し帰宅させる。その場合、他の生徒等への健康観察を徹底すること。

5 大会に出場（参加）できない者

- (1) 前記1と2の条件を満たさない者。
- (2) 感染者及び濃厚接触者と特定され、行動制限を指示されている者。
- (3) 非濃厚接触者としてPCR検査を受検し、その結果が判明していない者。
- (4) 学校の全部または一部の臨時休業等の措置が取られている学校においてはその対象となる生徒。
- (5) PCR検査等のため、出席停止等の措置、または行動制限を指示されている生徒。

6 大会期間中に関係者の感染等が判明した場合

- (1) 該当競技関係者（選手、部顧問、役員等）は、保健福祉事務所の聞き取り調査等に協力し、指示に従うとともに、感染拡大防止に努めること。
- (2) 該当競技の継続（中止）の判断は、保健福祉事務所の指導により主催者で判断され、継続可能な場合は、その後の試合の組合せ等について競技専門部で決定される。

7 その他

- (1) 食事や更衣時、休憩時、移動時など、あらゆる場面で感染防止に努めること。
- (2) 原則として、所属校のチームの競技終了後は、生徒は速やかに帰宅させること。
- (3) 気温・湿度が高くなる時期であることを踏まえ、熱中症対策も十分に講じること。
- (4) その他、詳細について競技専門部で定められたことに従うこと。